

令和3年5月11日

北九州自動車大学校
在学生の皆さんへ

校長 籠谷正則

コロナ禍による緊急事態宣言に伴う遵守事項について

皆さんご存じの通り、福岡県においても、令和3年5月12日(水曜日)0時から5月31日(月曜日)24時までの期間「緊急事態宣言」が発出されることになりました。本校としては、ホームページに掲載しましたように、コロナ感染拡大予防策を講じながら通常授業(対面授業)を継続します。

つきましては、在校生の皆さんにも学校内外での感染を防止するため、下記の事項を遵守するよう要請します。

記

(1) 外出の自粛(特措法第45条第1項)

- ① 日中も含め、不要不急の外出を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること。ただし、生活や健康の維持に必要な場合を除く。
生活や健康の維持に必要な場合の例：医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
屋外での運動や散歩など
- ② 必要があり外出する場合も、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ③ 不要不急の都道府県間の移動は、極力控えること。県内でも感染が拡大している地域との不要不急の往来は自粛すること。特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控えること。
- ④ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は厳に控えること。
- ⑤ 路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は控えること。

(2) 基本的な要請

- ① 三つの密の回避やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 20代から30代の若年層においても感染拡大が見られ、重症化する事例もある。慎重かつ責任のある行動をすること。
- ③ 公共交通機関の利用においては、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。
- ④ 飲食店の利用においては、少人数、短時間とし、会話の際は、マスクを着用し、大声を避けること。
(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)。
- ⑤ 普段一緒にいない人との飲食は屋外でも控えること。(バーベキューなど)

※福岡県資料「緊急事態宣言の実施について」から抜粋

以上